

西九州大学短期大学部の発注等に関する取引停止規程

(目的)

第1条 この規程は、西九州大学短期大学部（以下、「本学」）が行う物品等の購入、製造、役務、その他にかかる契約（以下、「契約」という。）及び施設の建設（新築、増改築）、改修、修繕等の工事（以下、「工事」という。）にかかる発注等に関し、製造または仕入れた商品を販売する者ならびに工事等請負業者等（以下、「業者」という。）に対し、取引停止その他の措置を講じる必要が生じた場合の取り扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「取引停止」とは、競争入札の際の競争参加の停止、指名停止、随意契約及び見積合わせ等による業者選定を停止することをいう。

(取引停止の措置)

第3条 学長または学長が認めた者（以下、「学長」という。）は、業者（契約の当事者たる業者のほか、下請業者及び共同企業体等を含む。）が別表に掲げる措置要件に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの規程に定めるところにより期間を定め、業者の取引停止を行うことができる。

(取引停止の期間の特例等)

第4条 業者が1つの事案により別表各号の2つ以上の措置要件に該当したときは、当該措置案件ごとに規定する期間の最短期間及び最長期間の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の最短期間及び最長期間とする。

2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の最短期間は、それぞれ別表各号に定める最短期間の2倍（当初の取引停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

ア 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

イ 別表第1号及び第2号または第3号から第8号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表同号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 学長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の最短期間未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該最短期間の2分の1まで短縮することができる。

4 学長は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による最長期間を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該最長期間の2倍（当該最長期間の2倍が24か月を超える場合は24か月）まで延長することができる。

5 学長は、取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由または極めて悪

質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができる。

6 学長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

7 学長は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

第5条 学長は、第3条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により極めて悪質な事由があるときは、取引停止の期間を加重するものとする。

(指名等の取消し)

第6条 学長は、取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、または見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(下請等の禁止)

第7条 学長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約及び工事の全部または一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、または工事の完成保証人となっている場合は、この限りでない。

(取引停止の通知等)

第8条 学長は、第3条の規定により取引停止を行い、第4条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、または第4条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に遅滞なく通知するものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第9条 学長は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月6日から施行する。

別表

措置要件	取引停止期間		
	起算日	最短期間	最長期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イまたはウに掲げる者が本学に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 業者である個人または業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下、「代表役員等」という。）</p> <p>イ 業者の役員またはその支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者（以下、「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下、「使用人等」という。）。</p>	当該認定をした日	4 か月	1 2 か月
<p>2 次のア、イまたはウに掲げる者が公共機関（独立行政法人、学校法人等を含む）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	当該認定をした日	3 か月	9 か月
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	当該認定をした日	1 か月	9 か月
<p>4 部局の購入等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日	3 か月	1 2 か月
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>5 他の公共機関の購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	逮捕または公訴を知った日	1 か月	1 2 か月
<p>6 部局の購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を受けない</p>	逮捕または公訴を	3 か月	1 2 か月

で公訴を提起されたとき。	知った日		
7 他の公共機関の購入等契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。	逮捕または公訴を知った日	3か月	12か月
8 部局の購入等契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕または公訴を知った日	4か月	12か月
(不正または不誠実な行為)			
9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日	1か月	9か月
10 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日	1か月	9か月